

第4編 実施計画の進め方

第1章 進行管理について

実施計画の推進に当たっては、毎年度、その進捗状況を的確に把握して、進行管理に努めます。進行管理は「実施計画事業」を対象として行うものとし、P D C Aサイクルの視点を重視して、事業費ベースでの進捗状況に加えて、数値目標の活用を図るものとします。さらに、この進行管理のプロセスを通じてP D C Aサイクルの確立を図ります。

第2章 まちづくりの進め方について

第三次総合3ヵ年計画は、基本計画に示された施策を実現するための事業を定める実施計画であり、今後3年間に「何を実施していくか」を示すものです。

しかし、まちづくりに対する市民の関心の高まりや参加意欲の向上が進むとともに、本市の財政運営が厳しくなるなかで、「何を実施していくか」に加えて、「どのように実施していくか」は重要性を増しています。

ここでは、市が中心となる個別の事務事業の推進に当たり、市民とともに効果的で効率的なまちづくりのために、常に心がけるべき事柄として、

市民とのパートナーシップの推進
行政経営資源の有効活用

という二つの側面から実施計画を推進する手法を整理します。

実施計画の推進に当たっては、これらの手法を重要な視点とし、それぞれの事業における活用の可能性を検討しながら、まちづくりを進めていくものとします。

なお、これらの手法の活用状況についても、進行管理の中で把握していくものとします。

第1節 市民とのパートナーシップの推進

市川市総合計画基本構想は、「協働による創造」を「まちづくりの基本理念」として掲げており、さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていくことを市民と行政との共通の価値基準としています。

このため、本実施計画の推進に当たっては、「協働による創造」の具体化に向けて、

まちづくり情報の共有
市民との協働の推進
市民活動の活性化

という3つの視点から、各事業の実施において、それぞれの事業の特性を踏まえつつ、以下に示す具体的な手法を活用していくものとします。

(1) まちづくり情報の共有

市民と行政とがパートナーとして相互に信頼関係を結び、連携してまちづくりに取り組んでいくためには、まず情報を共有することが前提となります。各事務事業の推進に当たっては、広報広聴活動の充実や意見交換の機会の確保に心がけて推進していくものとします。

具体的な手法

(広報広聴活動の充実)

- ・ 市政モニター、市川市 e - モニター制度
- ・ 市民アンケート調査
- ・ 市川市ホームページ、メールマガジンの活用
- ・ 広報いちかわの充実
- ・ 各種広報紙・チラシの発行
- ・ マスメディアの活用

(意見交換の機会の確保)

- ・ 市への意見提案制度 (市民ニーズシステム)
- ・ 市民ヒアリングの実施
- ・ 出前トークの開催
- ・ シンポジウム、フォーラムの開催 等

(2) 市民との協働の推進

「市民との協働による創造」は市川市基本構想における「まちづくりの基本理念」に掲げられており、本市のまちづくりにおける最も基本となる考え方の一つです。

このため、政策形成段階からの市民参加の拡大に努めるとともに、市民参加による事業の推進を追求していくものとします。

具体的な手法

(政策形成段階からの市民参加の拡大)

- ・ 附属機関委員等の市民公募
- ・ 市民ワークショップ
- ・ パブリックコメント制度
- ・ 市民説明会、公聴会
- ・ 市民政策提案

(市民参加による事業の推進)

- ・ 協働事業提案制度
- ・ 事業実施段階における市民委員等の委嘱
- ・ 協働によるイベント開催
- ・ 市民 (団体) による施設の管理運営

(3) 市民活動の活性化

市民の自主的な活動は、協働を支えるものとして重要なだけでなく、市民活動自身が住みよいまちづくりに大きな役割を果たします。このため、事務事業の推進にあたっては市民活動の活性化に寄与するよう努めるものとします。

具体的な手法

- ・ いちかわエコボカード（地域ポイント制度）の活用
- ・ 市民活動団体支援制度（1%支援制度）の活用
- ・ 市民活動、ボランティア活動の情報発信
- ・ 活動ノウハウの提供、活動相談の実施
- ・ 市民団体等の交流機会の提供
- ・ ボランティアの育成、ボランティア体験
- ・ 自治会活動の活性化
- ・ 企業の社会貢献活動の促進

第2節 行政経営資源の有効活用

社会経済環境が大きく変化するなかで、市民の求める公共サービスは質・量ともに拡大しています。しかし、行政経営資源は限られており、行政だけで公共サービスの全てを提供していくのは困難であり、その提供を民間企業やNPO団体等と適切に分担しあう必要があります。

このような状況を踏まえ、市川市経営方針に基づいて、公共サービスの提供における行政関与のあり方を常に見直しながら、行政が責任を持つべき分野では、民間企業の経営手法も取り入れ、行政経営資源を有効に活用して、公共サービスを拡充していきます。

このため、本実施計画の推進にあたっては、「行政経営資源の有効活用」の具体化に向けて、

庁内部門間の連携

公共サービス提供主体の適正化

受益と負担の適正化

ICTの有効活用

という4つの視点から、各事業の実施において、それぞれの事業の特性を踏まえつつ、以下に示す具体的な手法を活用していくものとします。

(1) 庁内部門間の連携

施策や事業の効果を高めていくためには、関連施策・事業の連携が重要です。このため、各事務事業の推進にあたっては、政策課題に応じて、組織を超える横断的な取り組みを進めていくものとします。

具体的な手法

- ・ 地域の実情や事務事業の特性に応じた柔軟な庁内関連部門間の連携
- ・ 庁内プロジェクトチームの編成
- ・ 部門横断的な検討組織の編成（策定委員会等）
- ・ 庁内における情報共有（庁内LANの活用等）

（２）公共サービス提供主体の適正化

行政の経営資源を有効に活用し、最小の費用で最大の成果を上げるためには、行政関与の必要性について検討を行うとともに、行政が事業にあたる場合においても、公共サービスの提供に民間の資金やノウハウ等を活用していく必要があります。このため、「市川市アウトソーシング基準」を活用するなど、公共サービス提供主体の適正化を図っていくものとします。

具体的な手法

- ・ 業務委託の活用
- ・ 指定管理者制度の活用
- ・ P F I の活用
- ・ 市場化テストの活用
- ・ N P O 等との協働
- ・ 契約方法の見直し（総合評価落札方式の導入、随意契約の削減等）

（３）受益と負担の適正化

厳しい財政状況のもとでは、効率的な事業実施が求められるだけでなく、公平な行政運営も重要になります。このため、各事務事業の推進にあたっては、公共サービスによる受益と公共サービスに必要な費用負担との均衡を図るよう、常に見直しを行いながら取り組んでいくものとします。

具体的な手法

- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ 補助金の見直し

（４）ICTの有効活用

情報通信技術の飛躍的な発展は、高速で大容量の通信を可能としており、インターネットや携帯電話も急速に普及が進んでいます。このようなICTの積極的な活用によって、公共サービスの高度化や迅速化が可能となると同時に、行政コストの低減にも寄与します。このため、各事務事業の推進にあたっては、情報セキュリティの確保等に配慮しながら、ICTを積極的に活用していくものとします。

具体的な手法

- （ICTの積極的な活用）

- ・電子申請・届出手続の活用
 - ・電子メール等を活用した緊急情報の提供
 - ・統合GISの活用とデータの蓄積・更新
 - ・クライアント・サーバーによる情報システムの構築と活用
- (ICTの活用における配慮事項)
- ・情報セキュリティの確保
 - ・デジタル・デバイドへの対策・対応